

部局名	健康福祉部
-----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

第六次総合計画の将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向け、医療・福祉の充実したまちづくりを進めるとともに、健康づくりを推進していく。

■組織の業務内容と果たすべき役割

年齢や収入、障害の有無に関係なく、全ての人がその人らしく生涯を通じていきいきと自立し、安定した生活を送ることができる体制づくりを進め、平等で支え合う社会を実現する。
また、生涯を通し、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、国や県、医師会、NPO等の関係機関との連携を強化しながら、健康に関する意識の向上に向けて取り組んでいく。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

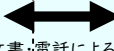
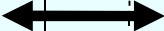
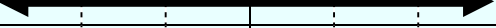
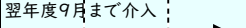
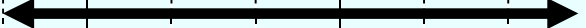
① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり ・豊かなところと個性を育むまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり ・ぬくもりある医療・福祉の提供 ・健康づくりの推進
③ 個別計画	・第4期取手市地域福祉計画 ・第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画 ・第2期取手市成年後見制度利用促進基本計画 ・取手市障害者福祉計画 ・取手市第7期障害福祉計画 ・第二期健康とりで21 ・取手市国民健康保険保健事業実施計画 ・取手市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画 ・第三期取手市子ども・子育て支援事業計画 ・取手市こども計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	親子の絆づくりプログラム事業
2	⑤子育てしやすいまちづくり	妊産婦・子育て女性の健康づくり事業
3	⑤子育てしやすいまちづくり	ぬくもり医療支援事業
4	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	地域包括支援センター運営事業
5	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	高齢者等移動支援事業
6	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	緊急通報システム事業
7	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	成年後見制度利用促進事業
8	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	高齢者クラブ活動支援事業
9	⑧健康づくりの推進	特定健康診査事業
10	⑧健康づくりの推進	生活習慣病重症化予防事業
11	⑧健康づくりの推進	健康づくり推進事業
12	⑧健康づくりの推進	成人健康教育事業
13	⑧健康づくりの推進	自治会・集会所単位での健康づくり支援事業
14	⑧健康づくりの推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
15	⑧健康づくりの推進	働き盛り世代のがん対策事業
16	⑩市民と協働でつくる地域社会	高齢者クラブ活動支援事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	第11期取手市高齢者福祉計画・第10期取手市介護保険事業計画・取手市認知症施策推進計画・取手市成年後見制度利用促進計画の策定					総合計画 重点施策			-			
取組の内容	老人福祉法第20条の8、介護保険法第116条、同117条に基づいて計画を策定する。具体的には、計画策定に際し令和7年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査の分析を行う。また計画の策定及び推進に係る検討並びに進行管理を所掌する取手市介護保険事業運営委員会に諮る。国から提供される支援ツールによりサービス見込み量を推計し、介護保険料の設定、市介護保険条例の改正を行う。 あわせて、取手市認知症施策推進計画及び取手市成年後見制度利用促進計画も一体的に策定することで、高齢者の保健福祉施策の総合的な展開を目指す。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の策定												
運営委員会の開催							● 第1回	● 第2回		● 第3回	● 第4回	
市民意見公募 (パブリックコメント)実施												
介護保険条例改正												

重点事業②	特定健康診査事業				総合計画 重点施策				⑧健康づくりの推進			
取組の内容	【業務内容】 《健診》 以下の方法で受診率向上を図る。 ・集団健診を電話、WEB、紙媒体で予約受付を行い、夏・秋・冬日程及び土日祝日にも実施することで受診しやすい環境を整備する。 ・健診未受診者等を対象とした文書及び専門職が行う電話による受診勧奨を実施する。 《特定保健指導》 ・集団健診会場での初回面談分割実施、電話及び文書による勧奨で保健指導実施率の向上を図る。 【達成基準等の詳細】 ・目標期限：令和9年11月（法定報告公表時） ・特定健診目標値：受診率48%以上、特定保健指導目標値：実施率33%以上 ・達成基準：受診率（法定報告値）、受診者数（実数）、県内順位等をもって達成度を判断する。											
	取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
集団健診 健診予約												
医療機関健診 人間ドック												
特定健診未受診者勧奨												
特定保健指導（分割実施） 特定保健指導												
特定保健指導未利用者勧奨												

重点事業⑤	第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定					総合計画 重点施策			-			
取組の内容	障害者総合支援法88条、89条及び児童福祉法33条に基づき、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）策定にあたり、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害者団体や関係機関の代表からなる策定委員会を設置し本計画を策定する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会	←→ 委員の選定			● 第1回策定委員会 (委員委嘱)		● 第2回策定委員会		● 第3回策定委員会			● 第4回策定委員会	
計画素案作成		←→ 策定委員会に向けた 素案の見直し、修正			←→ 国の指針や委員会の意見を反映させた 素案の見直し、修正					←→		
パプコメ・策定									←→ パプコメの実施			● HP公開

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	社会福祉課
----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

第六次取手市総合計画のまちづくり基本方針に揚げた「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」の実現に向けて、健康福祉部門・子ども部門・他部門の関係各課との連携・調整を積極的に行い、地域福祉の推進を図る。

■組織の業務内容と果たすべき役割

健康福祉部門・子ども部門・他部門の関係各課及び関係機関・関係団体との連携により、市民の多種多様なニーズに対応し、すべての人が平等で支え合う地域社会の実現を目指す。また、必要な支援を受けながら自立し安定した生活が送れるよう、法令等に則り適切な支援を実施する。

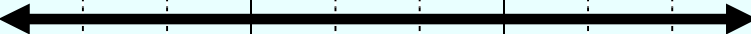
■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	
③ 個別計画	・第4期取手市地域福祉計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
I		

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	個別避難計画整備事業				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	災害避難時に支援を必要とする方を対象とした避難行動要支援者台帳を整備し、適宜更新作業を行っているところである。このような中、災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ取り組みの充実が求められていることから、庁内における防災と福祉の連携や福祉専門職との連携体制を構築するなど、実効的な個別避難計画の作成を推進する。 また、庁内における防災と福祉の連携や福祉専門職との連携体制を継続していくために、引き続き庁内調整会議を定期的に開催していく。 このほか、要支援者宅への個別訪問による要支援者個別避難計画の作成に継続して取り組んでいく。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内調整会議の開催		●		●		●		●		●		
	庁内調整会議の開催 庁内調整会議の開催 庁内調整会議の開催 庁内調整会議の開催 庁内調整会議の開催											
要支援者宅への個別訪問による 要支援者個別避難計画の作成												

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	生活支援課
----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

第六次取手市総合計画のまちづくりの基本方針に掲げた「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」の実現に向けて、経済的に困窮している世帯や生活に課題を抱える世帯が、必要な支援を受けながら自立し安定した生活を送ることができる体制づくりを進め、平等で支え合う社会の実現を目指す。

■組織の業務内容と果たすべき役割

生活困窮者の相談内容は複合化し、そのような相談に対応するためにも各分野横断的な体制が必要であることから、庁内の関係各課のほか関係機関・関係団体等における連携の強化を図る。また、相談者が自立し安定した生活を送ることができるよう、法令や各制度等に則しながら適切な支援を実施する。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	
③ 個別計画	・第4期取手市地域福祉計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
I		

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	生活困窮者自立支援事業				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	生活困窮者自立支援法に基づき開設している生活困窮者自立相談支援窓口「くらしサポートセンター」において、様々な問題を抱え、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある生活困窮者を早期に把握し、自立に向けて相談・支援を行う。 相談・支援にあたっては生活困窮者個々の生活状況を的確に捉え、必要な支援に向けて生活困窮者自立支援制度の各事業（住居確保給付金・ひきこもり支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業）などへ繋ぎ、庁内の他部門や関係機関と連携を図っていく。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
くらしサポートセンターでの相談	← 随時相談を受付 →											
住居確保給付金による支援	← 随時支援を行う →											
就労準備・家計改善支援事業による支援	← 随時支援を行う →											
居住支援事業による支援	← 随時支援を行う →											
ひきこもり支援事業による支援	← 随時支援を行う →											

重点事業②	生活保護				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	生活保護は、最後のセーフティーネットとして、日本国憲法第25条の理念に基づき、病気や高齢、失業などにより生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護申請前の面接・相談	←-----相談者に寄り添った対応を随時行う-----→											
定期訪問	←-----適正な頻度の訪問を通じ、生活実態を把握し、必要な助言・指導を随時行う-----→											
経済的自立に向けた支援	←-----就労による経済的自立等について随時支援を行う-----→											
日常生活自立に向けた支援	←-----日常生活において自立した生活を送れるよう随時支援を行う-----→											
社会生活自立に向けた支援	←-----地域社会の一員としての充実した生活を送れるよう随時支援を行う-----→											

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	高齢福祉課
----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスの提供、介護保険事業の運営、地域包括ケアの推進を行う。

■組織の業務内容と果たすべき役割

市内で生活する高齢者の福祉増進を図るとともに、介護が必要となった高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した生活が営めるよう、介護保険制度等の円滑かつ適正な運営を行う。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・ぬくもりある医療・福祉の提供 ・市民と協働でつくる地域社会
③ 個別計画	・第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画 ・第2期取手市成年後見制度利用促進基本計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	地域包括支援センター運営事業
2	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	高齢者等移動支援事業
3	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	緊急通報システム事業
4	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	成年後見制度利用促進事業
5	⑦ぬくもりある医療・福祉の提供	高齢者クラブ活動支援事業
6	⑩市民と協働でつくる地域社会	高齢者クラブ活動支援事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	第Ⅱ期取手市高齢者福祉計画・第Ⅹ〇期取手市介護保険事業計画・取手市認知症施策推進計画・取手市成年後見制度利用促進計画の策定				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	老人福祉法第20条の8、介護保険法第116条、同117条に基づいて計画を策定する。具体的には、計画策定に際し令和7年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査の分析を行う。また計画の策定及び推進に係る検討並びに進行管理を所掌する取手市介護保険事業運営委員会に諮る。国から提供される支援ツールによりサービス見込み量を推計し、介護保険料の設定、市介護保険条例の改正を行う。 あわせて、取手市認知症施策推進計画及び取手市成年後見制度利用促進計画も一体的に策定することで、高齢者の保健福祉施策の総合的な展開を目指す。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の策定												
運営委員会の開催							● 第1回	● 第2回		● 第3回	● 第4回	
市民意見公募 (パブリックコメント)実施												
介護保険条例改正												

重点事業②	福祉施設照明器具LED化事業				総合計画 重点施策		-					
取組の内容	気候非常事態宣言や第二次取手市地球温暖化防止実行計画に基づき、市内の高齢者福祉施設3カ所（老人福祉センターあけぼの、さくら荘、特別養護老人ホームふれあいの郷）及び障害者福祉施設3カ所、計6施設を対象とした照明器具のLED改修を実施し、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減及び修繕や交換に係る維持管理費の削減を図る。事業期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とし、改修に係る設計・施工から省エネ効果測定・検証までを一括して、公募型プロポーザル方式によるESCO（Energy Service Company）事業として実施する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審査委員会の実施	● 第1回委員会 （実施要綱・仕様書等の審議）	● 第2回委員会 （参加表明書等の審査）	● 第3回委員会 （プレゼン実施業者選定）									
業者選定・契約		● 実施要領の公表 （ホームページ）		● プレゼンの実施 業者選定		● 契約締結						
業者との打ち合わせ等	参加表明書受付 資格確認等		現地調査	提案書	詳細協議	ESCO設備の施工						

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	障害福祉課
----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

保健・医療・福祉が効率的に連携し、多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスを安心して受けられるまちを目指します。さらに、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で互いに尊重し合い、共に生きる社会（共生社会）の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

■組織の業務内容と果たすべき役割

「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」を実現するため、障害者（児）福祉の充実を図るとともに、市民や地域・各種団体等と行政が連携・協働してまちづくりを進めます。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	
③ 個別計画	・取手市障害者福祉計画 ・取手市第7期障害福祉計画・取手市第3期障害児福祉計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
I		

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定					総合計画 重点施策			-			
取組の内容	障害者総合支援法88条、89条及び児童福祉法33条に基づき、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）策定にあたり、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害者団体や関係機関の代表からなる策定委員会を設置し本計画を策定する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会	←→			● 委員の選定 第1回策定委員会 (委員委嘱)	● 第2回策定委員会	● 第3回策定委員会				● 第4回策定委員会		
計画素案作成	←→ 策定委員会に向けた 素案の見直し、修正			←→ 国の指針や委員会の意見 を反映させた 素案の見直し、修正					←→ パブコメ結果により修正			
パブコメ・策定									←→ パブコメの実施			● HP公開

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

いつまでも健康であり続けたいということは、多くの市民の願いであり、健康に関する正しい知識の習得や生活習慣を改善するなど、自らが主体的に実践・継続して取組ことができる機会の提供など幅広い世代の健康増進を図る。関係部署・団体と連携を図り健康づくりに関する専門的な情報提供、健康相談、フレイル予防の促進に努める。高齢者の通いの場など、地域の実情に応じた自主的な介護予防活動を支援し地域コミュニティの定着を図る。また、産後特有の健康課題に自ら対処するための知識を普及するため、産後ママのピフィラティス教室を開催し、産後の健康支援を図る。

■組織の業務内容と果たすべき役割

生涯を通し健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、高齢者の保健事業と介護予防を効果的・効率的な事業として一体的に実施。
また、幅広い世代の健康知識の普及啓発のために、食生活の改善・健康づくりの普及事業を推進する。生きがいやつながりを持つ社会の実現を目指し、関係団体と連携し高齢者の介護予防、認知症予防活動の担い手の育成と地域で支え合うコミュニティづくりを支援し、健康寿命の延伸を図るための取り組みを推進する。さらには、自治会・集会所等地域で自主的に介護予防活動を行う地域住民団体にも補助金を交付し、活動を支援する。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり ・快適で、安心できるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり ・健康づくりの推進
③ 個別計画	・第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画 ・第二期健康とりで21 ・取手市国民健康保険保健事業実施計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	妊産婦・子育て女性の健康づくり事業
2	⑧健康づくりの推進	健康づくり推進事業
3	⑧健康づくりの推進	自治会・集会所単位での健康づくり支援事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	妊産婦・子育て女性の健康づくり事業	総合計画 重点施策	⑤子育てしやすいまちづくり									
取組の内容	産後の骨盤底筋の緩みによる腰痛や便秘、むくみなどの諸症状を軽減するため、「産後ママのピ フィラティス教室」を開催することで骨盤底筋を無理なく鍛え、産後の健康改善や姿勢改善を図 る。 また、月1回の6カ月教室を令和8年度前期、後期の2回開催することで同じ子育て環境の産後マ マのコミュニケーション作りに寄与する。 ※ピフィラティスとは、(ピラティス(pilates)と骨盤底筋(pelvic floor muscle)を掛け合わせた、 骨盤底筋群に特化したエクササイズです。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
周知・PR・募集	◀▶ 広報・web掲載											
参加者決定	◀▶ 参加者決定											
産後ママのピフィラティス教室	◀──▶ 産後ママのピフィラティス教室											

重点事業②	健康づくり推進事業				総合計画 重点施策		⑧健康づくりの推進					
取組の内容	市民全員の健康づくりのため、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりと市民一人ひとりが健康課題に関心を持ち、健康を維持できるよう、茨城県公式健康アプリを活用し、市健康づくりイベント等、市独自のインセンティブによる健康増進及び登録者を増やし、活用促進を図る。 また、健康づくり施策を牽引してきた「とりかめくん」の更なる周知により、幅広い年代層の健康意識を高めるため、健康づくり推進イベントの開催等を通して健康で生き生きと過ごせるまちづくりへの気運の醸成を図る。 ウェルネスプラザ指定管理者に対し、市民交流、健康づくり、子育て支援の3つの機能と民間のノウハウを活用した自主事業を展開し、多世代多様性の利用者の交流を促すとともに利用者サービスの向上と中心市街地の活性化のため、事業を推進する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
元気アップ!りの促進				←茨城県申請→		←健康づくりイベント 特別ポイント付与→				←景品プレゼント抽選会→		
フレイル予防の健康相談会				⇄ 広報・web募集		⇄ 健康相談会				⇄ 広報 web募集		⇄ 健康相談会
指定管理者との連携	←調整会議の開催(事業報告及び情報共有)→											

重点事業③	自治会・集会所単位での健康づくり支援事業					総合計画重点施策		⑧健康づくりの推進				
取組の内容	心身共に健康で自立して生活することができるよう、住み慣れた地域で主体的・継続的に介護予防活動に取り組む団体を支援する。 専門職等の派遣による介護予防教室の開催、近所の高齢者同士で支え合う自主的な介護予防活動を実施するための団体活動補助金の周知など、また、団体の起ち上げ相談の強化を図り、地域で支え合うコミュニティづくりの促進を図る。 シルバーリハビリ体操やチューブ体操など地域で生きがいや繋がりを持ちながら高齢者の介護予防、認知症予防の担い手として活動する指導者等の育成を支援し、健康寿命の延伸のための取り組みを行う。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域介護予防等補助金	←補助金申請受付→ ←チラシ配布・広報掲載→ ←補助金実績報告受付→											
介護予防体操指導士養成	←補助金申請受付→ ←チューブ・シルバーハ広報→ ←チューブ体操指導者養成講習会 シルバーリハビリ体操3級指導士 陽性講習会→ ←補助金実績報告受付→											
介護予防講座講師派遣事業	←web掲載→ ←随時受付→											
フレイルの日イベント	←チラシ・ポスター配布 広報掲載 イベント開催→											

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	国保年金課
----	-------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

「とりで未来創造プラン2024」に掲げる「豊かなこころと個性を育むまちづくり」、「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」を推進するための子育て支援、保健・医療・福祉の充実を図る。

■組織の業務内容と果たすべき役割

市民の医療の確保と健康維持に貢献している国民健康保険事業や後期高齢者医療制度及び小児、妊産婦、一人親（母子・父子）、重度心身障害者が必要とする医療が容易に受けられるよう、保険診療医療費の一部負担金を助成する医療福祉費支給制度（マル福）及びぬくもり医療支援事業、健康づくりの推進として特定健康診査事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施する。また、老後の所得保障としての国民年金制度など、持続可能な社会保障制度を維持していく。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・豊かなこころと個性を育むまちづくり ・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり ・健康づくりの推進
③ 個別計画	・取手市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（計画期間：2024年度から2029年度）

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	ぬくもり医療支援事業
2	⑧健康づくりの推進	特定健康診査事業
3	⑧健康づくりの推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	特定健康診査事業					総合計画 重点施策		⑧健康づくりの推進				
取組の内容	【業務内容】 《健診》 以下の方法で受診率向上を図る。 ・集団健診を電話、WEB、紙媒体で予約受付を行い、夏・秋・冬日程及び土日祝日にも実施することで受診しやすい環境を整備する。 ・健診未受診者等を対象とした文書及び専門職が行う電話による受診勧奨を実施する。 《特定保健指導》 ・集団健診会場での初回面談分割実施、電話及び文書による勧奨で保健指導実施率の向上を図る。 【達成基準等の詳細】 ・目標期限：令和9年11月（法定報告公表時） ・特定健診目標値：受診率48%以上、特定保健指導目標値：実施率33%以上 ・達成基準：受診率（法定報告値）、受診者数（実数）、県内順位等をもって達成度を判断する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集団健診 健診予約				↔			↔	↔		↔		
医療機関健診 人間ドック	←			→			→		→		→	→
特定健診未受診者勧奨					↔	↔		↔	↔		↔	↔
						文書・電話による勧奨			文書による再勧			効果検証
特定保健指導（分割実施） 特定保健指導							↔	↔		↔	翌年度9月まで介入	→
特定保健指導未利用者勧奨							←					→
									文書・電話による勧奨			

重点事業②	高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施事業					総合計画 重点施策		⑧健康づくりの推進				
取組の内容	【業務内容】 茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、関係各課と連携した事業検討会議の開催（年3回程度）。通年で集団と個別対象者へのアプローチを組み合わせることで市内全域で事業を展開し、高齢者の健康増進や介護、フレイル（虚弱）予防を推進していく。個別事業では「糖尿病性腎臓病重症化予防フォローアップ事業」「健康状態不明者把握」「身体的フレイル予防に対する健康相談」「口腔フレイルに対する健康教育」の4事業を展開している。 【達成基準等の詳細】 ・目標期限：令和9年5月 ・目標値：個別保健事業実施数 4事業、介護新規認定率 0.30%未満 ・達成基準：国保データベースシステムより達成度を判断する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業全体の企画調整	↔ 契約事務 地区分析	↔ 連携会議・ 事業計画作成				↔ 連携会議						↔ 連携会議・ 実績報告
糖尿病性腎臓病重症化 予防フォローアップ事業						↔ 契約事務・打合せ	↔ 通知・保健指導					
健康状態不明者把握	↔ 対象者抽出・ 準備・打合せ		↔ 文書による通知		↔ 地域包括支援センター訪問					↔ 訪問・保健指導		
身体的フレイル予防に対する 健康相談				↔ 契約事務・打合せ		↔ 健康相談				↔ 健康相談		
口腔フレイルに対する 健康教育								↔ 準備・打合せ				↔ 健康教育

[illegible]

部局名	健康福祉部
-----	-------

課名	保健センター
----	--------

■組織目標（今年度組織が目指す姿）

「とりで未来創造プラン2024」の基本方針に則って作成した「第二期健康とりで21」の基本理念に沿って、「妊娠・出産・子育て期における母子保健事業の充実」「健康寿命の延伸」「生活習慣病の発症及び重症化予防」「健康づくりの推進」を目指し、関係機関との連携を強化しながら、あらゆる年代へのアプローチを実施していく。

■組織の業務内容と果たすべき役割

妊娠期から子育て期における個々に応じた相談・支援の充実を図るため、母子保健機能の一部と児童福祉機能を集約した「こども家庭センター（こども相談課）」、医療機関や福祉機関などの関係機関との連携を強化し、安心して子どもを産み育てる環境の充実を図っていく。
また、市民の健康寿命の延伸に向け、地域の健康課題を明確にしながらポピュレーション及びハイリスクアプローチを行い、健康に対する意識の向上に努める。

■組織目標と計画等との関連（位置づけと意味づけ）

① 総合計画基本構想	・健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	・子育てしやすいまちづくり ・健康づくりの推進
③ 個別計画	・健康とりで21 ・取手市障害福祉計画 ・取手市子ども・子育て支援事業計画 ・取手市地域福祉計画 ・取手市国民健康保険データヘルス計画 ・取手市こども計画 ・取手市特定健康診査等実施計画 ・取手市高齢者福祉計画 ・取手市介護保険事業計画

■自部署が関連する「とりで未来創造プラン2024」における重点事業

	重点施策	重点事業
1	⑤子育てしやすいまちづくり	親子の絆づくりプログラム事業
2	⑧健康づくりの推進	働き盛り世代のがん対策事業
3	⑧健康づくりの推進	生活習慣病重症化予防事業
4	⑧健康づくりの推進	成人健康教育事業

■今年度の重点事業（自部署の中で優先順位の高いもの）

重点事業①	働き盛り世代のがん対策事業					総合計画 重点施策		⑧健康づくりの推進				
取組の内容	国のがん検診実施指針に基づき、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診を、「集団検診」又は「集団検診＋医療機関検診」の形態で実施。取手市では、女性がん（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）を、本事業の対象としている。 市独自の工夫として、「子宮・乳がん検診が同日にできるセット検診」や「子育て世代の若い方が受診しやすいよう託児の整備」「前年度がん検診受診者への事前受診券郵送」「WEB予約の導入」など、継続的な受診に対する意識向上に努める。未受診者対策の強化と、検診受診の継続の重要性を周知するため、集団健診時のミニ健康教育・啓発活動などを継続して行う。また、令和7年度より冬期の子宮頸がん・乳がんの集団検診の日程を設定し、12月に未受診者へ再勧奨を行い、受診率の増加につなげる。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度医療機関検診受診者への 先行通知	↔											
未受診者への通知					↔			↔				
検診実施期間	大腸がん	↔				↔				↔		
	子宮頸がん・乳がん レディースプラス健診					↔			↔			
	【医療機関健診】 子宮頸がん（市外医療機関）・乳がん・レディースプラス健診	↔										
	子宮頸がん（市内医療機関）	↔										
受診再勧奨通知						↔			↔			

重点事業②	親子の絆づくりプログラム事業					総合計画 重点施策		⑤子育てしやすいまちづくり				
取組の内容	第1子の0歳児（生後2～5か月児）の乳児と母親を対象に、子育ての知識や仲間づくりを通して親子の絆を深め、母親の育児不安を軽減し、子どもの心の安定を育むことを目的とした事業。 参加者された方に満足度などのアンケートを実施しているが、参加後の満足度（概ね100%）を目標とする。 【実施内容】：1回2時間、15組程度の親子〈4回コースを年間4クール実施〉 1回目：新しい出会い 2回目：赤ちゃんのいる生活 3回目：赤ちゃんとの接し方 4回目：親になること ※資格を取得したファシリテーター（保健師4～5人）が対応											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加者名簿作成	↔		↔		↔				↔			
プログラム開催		↔ 1クール		↔ 2クール			↔ 3クール				↔ 4クール	
プログラム実施報告			↔			↔		↔				↔

重点事業③	生活習慣病重症化予防事業					総合計画 重点施策		⑧健康づくりの推進				
取組の内容	特定健診の結果で基準値を上回った、高血圧、高LDLコレステロール、尿蛋白2+以上の未受療の方を対象とし、結果説明、保健指導を実施することで、脳血管疾患や心疾患、腎不全を伴う入院・死亡や人工透析の導入に対する予防を目的としている。 対象者を抽出し、対象者全員へ通知勧奨、希望者には面談や電話、家庭訪問等で個別に介入し、保健師や栄養士の保健指導実施後の受診状況をレセプトなどで確認しながら、未受療者へのアプローチを徹底していく。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者抽出・管理票作成					←前期→					←後期→		
〈初回介入〉対象者への通知勧奨							←前期→			←後期→		
受療状況（レセプト）確認		↔			↔		↔			↔		
未受療者への再アプローチ		↔			↔					↔		
過年度対象者の受療状況確認				↔					↔		↔	

重点事業④	成人健康教育事業				総合計画 重点施策			⑧健康づくりの推進				
取組の内容	【健康教育】 ①糖尿病学習会 HbA1c6.5以上の未受療者を対象に、糖尿病専門医・管理栄養士・歯科医師・健康運動指導士より糖尿病予防の講話 ②若い女性対象の健康教育 子宮頸がん検診・乳がん検診・レディースプラス健診の集団検診会場での、女性のがん予防の啓発・継続受診の普及啓発 乳がん検診受診者へのブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の啓発 ③フレイル予防講演会 オーラルフレイル予防に関する歯科医師・栄養士・理学療法士等の講話 ④骨粗しょう症予防講演会 骨粗しょう症予防に関する医師・栄養士・健康運動指導士の講話、運動実技、ヘルスメイトから資料配付 ⑤生活習慣病予防講座 高血圧・高脂血症等の生活習慣病予防に関する医師の講話 ⑥出前講座 高齢者学級等に対し、生活習慣病予防やフレイル予防、栄養等に関する講座 【健康相談会】 ①テーマ別健康相談会 骨ケア・血圧ケア・口腔ケアのテーマにより、相談事業を実施する。令和8年度より、健診結果相談会を実施する。 ②健口相談(歯周疾患予防) 歯科医師・歯科衛生士による個別相談指導。母子事業の1歳歯っぴいはみがき教室と同日に開催し、対象者を成人・高齢者・母子に拡大する。 ※【健康教育】及び【健康相談】の各種事業については、年1回以上実施する。											
	取組とスケジュール											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
糖尿病学習会			↔			↔ 準備 依頼			↔ 実施			
若い女性の健康教育						↔ 実施		↔ 実施		↔ 実施		
フレイル予防講演会		↔ 打合せ			↔ 打合せ			↔ 依頼・準備			↔ 実施	
骨粗鬆症予防講演会				↔ 打合せ				↔ 依頼・準備		↔ 実施		
生活習慣病予防講座	↔ 打合せ				↔ 依頼		↔ 実施					
健康相談会(健口相談)		↔ 健康相談会				↔ 健口相談		↔ 健康相談会				